

富士川町立鯉沢小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和2年4月1日改訂

1 いじめ防止のための対策に関する基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、鯉沢小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

〈定義〉

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈基本理念〉

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

〈いじめの禁止〉

児童は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

〈学校及び職員の責務〉

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

〈基本施策〉

(1) 学校におけるいじめの防止

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(ア) 学校の重点目標の一つに「正しいことが通る学校」を掲げ、弱い者いじめ卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

(イ) 児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学ぶことを通して自己有用感を味わい自尊感情を育む。

- (ウ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じ道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (エ) 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が行う児童会活動に対する支援を行う。
- (オ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を実施する。
- (カ) 学校いじめ防止基本方針が、実情に即して機能しているかについてPDCAサイクルに基づき点検し、見直す。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

(ア) いじめ発見のための取り組み

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。

(イ) いじめの兆候に気づいたときの対応

児童の様子に変化が見られる場合には、情報を共有し大勢の目で見守る。また、働きかけを行い、問題の有無を確かめ、問題の早期解決を図る。

(ウ) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する次の定期的な調査を実施する。

- ① 児童対象いじめアンケート調査
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査いじめ相談体制

(エ) 児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう次の相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置
- ③ 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、児童（生徒）及び保護者に外部相談機関の周知 子ども人権110番 ヤングテレフォン等

(オ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質向上

いじめの防止等のための対策に従事する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(カ) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ② インターネット等を通じたいじめが発生した時は教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現状回復がなされるよう努める。被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注意し、再発防止に万全を尽くす。

(3) いじめ防止等に関する組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」を設置する。

(ア) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等

(イ) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

(ウ) 開催

週一回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(4) いじめに対する措置

いじめの早期解決のために，学級担任だけで抱え込むことなく，情報を共有し学校長以下全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめに係わる相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要な措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間に争いを生じさせないよう，いじめ事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

<重大事態への対処>

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。

(ア) 重大事態が発生した旨を，富士川町教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 教育委員会と協議の上，当該事態に対処する組織を設置する。

構成員の中に，調査対象となるいじめ事態の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合，その者を除き，新たに適切な専門家を加えるなど，公平性・中立性を確保する。

(ウ) 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を，速やかに調査する。

(エ) 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，

次の2点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

(ア) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること

(イ) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること